

次世代型オープンイノベーション のモデル形成事業 公募要領



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省 科学技術・学術政策局

令和7年4月

目次

1. 事業の概要	1
2. 公募の概要	2
(1) 公募対象	2
(2) 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項	3
(3) 経費	3
(4) 事業期間	3
(5) 採択予定件数	3
(6) 書類提出期限	3
(7) 公募のスケジュール	3
(8) 提案内容	4
(9) 申請方法	7
(10) 公募説明会の開催	8
3. 審査方法	8
(1) 審査の方法	8
(2) 審査の観点	8
(3) 委員の遵守事項	8
(4) その他	9
4. 取組の実施	10
(1) 計画書等の提出	10
(2) 契約締結に関する取り決め	10
(3) 進捗の報告	11
(4) 委託業務成果報告書	11
(5) 実績報告書の提出	11
(6) 委託費の額の確定	11
(7) 成果等の管理	11
(8) 成果等の発表	11
5. 留意事項	12
(1) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保	12
(2) 関係法令等に違反した場合の措置	12
(3) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	12
(4) 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について	14
(5) URA等のマネジメント人材の確保について	14
(6) オープンアクセスについて	15
6. 問合せ先	15

1. 事業の概要

政府が令和4年に策定した「スタートアップ育成5か年計画」においては、スタートアップへの投資額を令和9年度に10兆円規模（※令和6年度実績：約7,800億円）とすることを目標に、オープンイノベーションの推進が柱の一つとして定められているが、スタートアップの時価総額や、これまでのユニコーン企業の創出数、スタートアップへの投資額等の各種指標からも、我が国は米国や中国等の諸外国に後れを取っているのが現状である。またオープンイノベーションの手法の一つであるM&Aは、米国等と比較して件数や資金規模が乏しく、スタートアップの出口戦略の多様化も求められている。なかでも大学発スタートアップは、大学の高度な学術研究や基礎的な研究開発の成果を活用して社会的価値を創出することで大きな社会的・経済的インパクトを生み出すことが見込まれる一方、長期にわたり大規模な研究開発や設備投資が必要であることや、新たな市場や販路の開拓等が必要であること等の事業化リスクの高さから、これまで我が国において飛躍的な成長を遂げた大学発スタートアップは限られており、既存の企業等との協業等を通じた大規模なリソース（豊富な資金・人材、生産・量産技術、グローバル市場を含む販路・顧客等）を活用していくことが不可欠である。

こうした中、近年、国内の民間企業のオープンイノベーションの取組が加速しつつあり、例えば、スタートアップが一時的に大企業の傘下に加わり上場を目指す「スイングバイIPO」等、スタートアップと既存の企業等が協業して両者の事業成長を図る新たな成長モデルが生まれている。また大学においても、「オープンイノベーション機構の整備事業」（平成30～令和5年度）を通じて、企業との「組織」対「組織」の大型共同研究を実施する基盤が大学に構築され、研究成果を社会的価値に転換するための産学連携やオープンイノベーションの取組が進展している。近年では大学発スタートアップを活用した、より早期かつ大規模な価値創出に向けて「大学発新産業創出基金事業」（令和5年度～）による大学発スタートアップ創出のための研究開発や起業支援体制の強化等が図られているが、創業後のスタートアップに対する成長支援はまだ手薄な状況である。創業後も長期にわたり事業化リスクを有する大学発スタートアップに対し、大学の持つ有形・無形の知的資産を最大限活用し、リスク低減と成長支援等を行うことで、大学の役割の一つである研究成果の社会実装（市場への普及等）を成し遂げ、エクイティやライセンスフィー等の新たな財源を得ていくことは、今後ますます重要となる。

本来、大学は高い研究力に加え、国内外の研究機関や企業等との幅広いネットワークや、固有のダイナミズムである中立性に基づくハブ機能・異分野共創機能、科学的裏付けに基づく目利き力、先進的な研究施設・設備等に強みがあり、大学発スタートアップが抱える成長への課題に応えられる十分なポテンシャルを有している。本事業では、これら大学の強みを最大限活用し、従来型のスタートアップ創出支援の枠を超えたスタートアップの新たな成長支援モデル（以下「成長支援モデル」という。）を構築・実現する大学を支援し、大学を介したスタートアップと事業会社との協業等を通じて双方の成長を実現するとともに、大学に社会的資本が還流するモデルの形成を目指す。また、将来的には、本事業の

成果をきっかけとして、スタートアップフレンドリーな学内制度改革や組織改革の好事例を全学並びに他大学等へ展開し、大学を中心とする幅広いステークホルダーが参画するスタートアップ成長支援のエコシステムを構築することで、大学の社会的価値や役割を再定義・アップデートしていくことも目指す。

2. 公募の概要

(1) 公募対象

本事業は、大学における成長支援モデルの構築・実現を推進する機関を公募・採択する委託事業である。本公募の対象は、以下に示す「代表機関」による提案とし、必要に応じて「連携機関」、「協力機関」を含めた提案とすることが可能である。

また、本事業の推進にあたり、成長支援モデルの構築・実現を牽引する「プロジェクトリーダー」1名を代表機関に配置することを必須要件とする。

・代表機関 ※1機関のみ

代表機関は、以下のいずれかに該当するものとする。

- ① 国公立大学（学校教育法第2条に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る。）である大学。）
- ② 大学共同利用機関法人
- ③ 国公立大学または大学共同利用機関法人が100%出資する完全子会社（以下「出資会社」という。）

出資会社が代表機関となる場合は、出資元である大学等のコミットメントが得られていることを必須要件とする。

・プロジェクトリーダー

プロジェクトリーダーは、情熱やリーダーシップ、固定観念にとらわれず客観的に物事を捉える資質に加えて、スタートアップの起業経験または支援経験等を有し、様々なステークホルダーを巻き込んでダイナミックに活動することが望まれる。また、代表機関の長※は、プロジェクトリーダーに権限を付与してバックアップし、リーダーシップを委ねることが望まれる。また、組織内外における連携・協力の獲得にあたっては、代表機関の長¹がオーナーシップを発揮して組織的な支援を行うことが望まれる。

（※ 出資会社が代表機関となる場合、代表機関の長及び出資元である大学等の長）

・連携機関 ※複数機関可

連携機関は、代表機関の下に連携し、本事業の経費の配分を受けながら本事業を推進する機関とする。大学等や出資会社であることは問わず、スタートアップを含む民間企業等も連携機関として参画可能である。

・協力機関 ※複数機関可

協力機関は、本事業の経費の配分を受けず本事業の推進に協力する機関とする。大学等や出資会社であることは問わず、スタートアップを含む民間企業等も協力機関として参画することは可能である。

なお、連携機関及び協力機関を含める場合、全体のガバナンスの仕組みや、各機関の役割とその必要性を含めて提案すること。

(2) 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

①予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 経費

① 申請額

1件あたり3千万円を上限に委託費の申請を可能とする。

※採択にあたっては、採択数、申請内容等により申請額から変更される場合がある

② 経費の範囲

申請可能な経費は、設備備品費・試作品費・人件費・業務実施費・一般管理費である。

それぞれの費目詳細は、参考資料の科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領を確認すること。なお、本予算を用いてスタートアップ等への出資は不可とする。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(5) 採択予定件数

2件予定

(6) 書類提出期限

令和7年5月30日（金）17時<厳守>

(7) 公募のスケジュール

公募開始 令和7年4月23日（水）

公募説明会 令和7年5月1日（木）14：00～15：00

公募締切	令和7年5月30日（金） 17：00
面接審査	令和7年6月26日（木）または6月30日（月）
審査結果発表	令和7年7月中旬（予定）
事業開始	令和7年8月上旬（予定）

（8）提案内容

応募に際しては、表1「必須となる成長支援機能」に示す2つの小項目を含むことを必須要件とし、表2「成長支援機能の例」を参考に、留意事項を踏まえて、成長支援モデルを提案すること。

表1 必須となる成長支援機能

成長支援機能 （大項目）	成長支援機能 （小項目）	取組内容の例
（1）オープンイノベーション	（1）－1 事業会社との連携・協業	✓ スタートアップや事業会社が有する強みや課題を把握し、単なる下請関係ではなく、両者が win-win となる協業関係を築くための支援を行う等 ✓ スタートアップと事業会社の文化・スピード感の違いを理解した上で、両者の考え方の乖離を埋め、両者に共通目標を設定する等 ✓ 産学連携部門や、共同研究先とのネットワーク等の学内資源も最大限に活用して取組を進める等
	（1）－2 トップダウンによるマッチングアレンジ	✓ 大型の包括連携協定等の「組織」対「組織」の関係性を活用し、経営陣からトップダウンで事業会社等とのマッチングをアレンジする等

表2 成長支援機能の例

成長支援機能 （大項目）	成長支援機能 （小項目）	取組内容の例
（2）経営支援	（2）－1 グローバル展開支援	✓ 海外の展示会やアクセラレーションプログラムへの派遣に留まらず、海外マーケット開拓や海外展開を見据えたチームアップ等の先進的かつ効果的なグローバル展開支援を行う等 ✓ 研究・教育の観点（海外大学との MOU、留学生の受入等）も含め、大学が有するグローバルネットワークも最大限に活用する等

	(2) - 2 ディープテック経営 支援	✓ 大学発スタートアップを創業した研究者・経営者や、大学卒業生である起業家・経営者（起業家アルムナイ）等により、スタートアップに対してディープテック分野の経営指導を行う等 ✓ 大学が有する人的ネットワークの構築・活性化を通じて、大学やスタートアップに対する寄付増加を目指す等
	(2) - 3 金融機関等とのマッ チング	✓ VC/CVC、メガバンク、地方銀行等の金融機関とスタートアップのマッチングを支援する等 ✓ スタートアップの資本政策の最適化を目的として、エクイティに限らずデットやベンチャーデットの活用も視野に入れて取組を進める等 ✓ 公的資金の獲得を支援する等
	(2) - 4 自治体とのマッチン グ	✓ 自治体が有する実証実験の場の提供や、自治体による公共調達を目的に、スタートアップと自治体のマッチングを支援する等 ✓ 大学と連携協定等を締結している自治体とのネットワークも最大限に活用して取組を進める等
(3) 技術支援	(3) - 1 技術協力・ 共同研究	✓ スタートアップと大学による共同研究の支援や、大学の知的財産の提供、異分野共創等を通じて、スタートアップが有する技術の価値向上を目指す等 ✓ 大学の中立性を活かした、スタートアップ・事業会社・大学による三者の共同研究開発体制の組成や、事業会社との協業に繋げることを目標としたスタートアップ・大学の共同研究の支援を実施する等
	(3) - 2 研究施設・設備の貸 与	✓ 大学が保有する研究施設やインキュベーション施設、先進的な研究設備等を、対価を優遇してスタートアップへ貸与する等 ✓ 産学連携部門が保有する施設・設備に留まらず、全学的な支援体制を構築する等
(4) 人材支援	(4) - 1 事業会社の人材の紹	✓ 国内外の事業会社のビジネス人材や技術人材を紹介し、スタートアップの人材獲得支援を

	介	行う等 ✓ 産学連携部門や、共同研究先とのネットワーク等の学内資源も最大限に活用して取組を進め、必要に応じて人材データベースを構築する等
	(4) - 2 学生のインターンシップ	✓ スタートアップに対する学生インターンシップによる学生の起業環境に対する理解や起業マインドの醸成等 ✓ インターンシップの単位化や、グローバル展開に資する海外学生の受入等も実施する等
(5) 情報・相談支援	(5) - 1 相談窓口	✓ 産学連携・知財・起業・寄付・地域連携・スタートアップ経営等について、学内向けに限らずスタートアップ・事業会社・自治体等に向けた一元的な相談窓口を設置する等

＜提案における留意事項＞

- 本事業はモデル構築事業であることを踏まえ、従来の取組の延長線上では無い斬新な成長支援モデルを構築し、特定のスタートアップの重点支援（複数可）によりフラッグシップとなる成功事例を創出することを意識して提案すること。あわせて、これまでこれらの提案が大学において実現されていなかった理由やその解決方策、本事業終了後及び5年後に大学が目指す姿、スタートアップの成功イメージについても記載すること。また、本事業において重点支援するスタートアップについて、その選定理由（成長が望める理由等）を明記すること。

※ 本事業において支援する対象は、自大学の研究成果を活用するスタートアップとする。

- 提案する成長支援モデルには、表1の小項目(1) - 1「事業会社との連携・協業」および小項目(1) - 2「トップダウンによるマッチングアレンジ」を含むことを必須要件とするが、表2の「成長支援機能の例」はあくまで例示であり、例示に無い独自の機能を提案しても構わない。また、表2の大項目、小項目全てを成長支援モデルに含める必要はなく、限られた本事業の予算において有効な成長支援機能を取り入れ、質の高い成長支援モデルを構築することを念頭に提案すること。
- 大学における成長支援モデルの将来的な自立化を見据え、共同研究費やライセンスフィー、ストックオプション、寄付金等の外部資金獲得に繋がる成長支援モデルを提案すること。なお、本事業はフィージビリティスタディ事業であるため、本事業終了時

点における自立化は要件としない。

- 全学的かつ持続的な取組とするため、教員評価における産学連携活動の割合を増やす、学内部署連携制度や部署横断組織を新設する、大学が保有する施設・設備の利用に当たってスタートアップへの優遇制度を設ける等の学内の制度改革を含む提案を望む。
- 「オープンイノベーション機構の整備事業」（平成30～令和5年度）、又は「大学発新産業創出基金事業」（令和5年度～）に参画する機関は、それらの成果の積極的な活用を検討すること。

（９）申請方法

本事業への申請にあたっては、以下の方法に従うこと。

① 申請の単位

単独申請または協力機関との共同申請も可能とする。ただし、1つの大学等や出資会社が複数の申請に参画することはできない（1つの大学等や出資会社が参画できる申請は、単独申請または共同申請どちらか1件のみ。例えば、A大学が単独申請した場合は、B大学の連携機関として共同申請に参画することはできない）。

② 申請者

申請者は、大学等の理事以上とする（共同申請の場合は、申請機関（代表大学等）の理事以上とする）。また、出資会社の場合は、代表取締役とする。

③ 申請書類

（ア）次世代型オープンイノベーションモデルの形成事業 申請様式

（イ）次世代型オープンイノベーションモデルの形成事業 誓約書（国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体を除く）

（ウ）審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し

提出の際は、ファイル名の冒頭に「〇立・〇〇大学（〇〇機構・〇〇大学、〇〇機構・〇〇研究所など）」と記入すること。

④ 申請期間

令和7年4月23日（水）～令和7年5月30日（金）17：00（期限厳守）

⑤ 提出方法

以下 URL へのアップロードにて提出をお願いします。

<https://forms.office.com/r/SJNxU9j3zD>

<注意事項>

- すべての提出書類を期限までに提出すること。
- 共同申請の場合は、代表機関が回答すること。

- 提出書類に不備がある場合、審査対象とならない。
- 提出期限後の書類の提出、差し替え及び訂正は一切認めない。
- 提出後に「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等の取り消しがあった場合、速やかに申し出ること。

(10) 公募説明会の開催

令和7年5月1日(木) 14:00～15:00に公募説明会をオンラインで開催する。
参加を希望する場合、4月30日(水) 17:00までに以下 URL から参加登録を行うこと。
URL : <https://forms.office.com/r/jrU2fcmrv9>

3. 審査方法

(1) 審査の方法

有識者により構成される審査委員会を設置し、必要に応じて書類審査を実施し、面接審査（プロジェクトリーダーの人物評価を含む。）を行った上で、最終的な採択候補を決定する。面接審査においては、必ず、プロジェクトリーダー候補者は出席すること。最終的な採択の決定に際して、委員会の審査結果を踏まえ、必要に応じて提案内容（プロジェクトリーダーの人選等を含む。）の見直しを求める場合がある。

(2) 審査の観点

審査は、別途本事業の審査を行う委員会にて、以下の観点に基づき、各大学等の構想内容の具体性、有効性、実現可能性等を確認した上で総合的に行う。

- ① 【スタートアップ成長】グローバルで勝てるような成長するスタートアップを育成できるか。
- ② 【人材・体制】プロジェクトリーダーが事業推進に必要な資質や熱意を備えているか。代表機関が事業推進に適切な体制を構築できるか。
- ③ 【大学改革】大学の機能強化に資する野心的な取組か、全学的な大学改革の取組になるか。
- ④ 【横展開】他のスタートアップへの支援や、他大学への展開が期待できるモデルであるか。

(3) 委員の遵守事項

① 利害関係者の排除

申請機関及び協力機関（以下「申請機関等」という。）との利害関係のある委員は、文部科学省における本事業の事務担当者にその旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととする。また、当該申請の採択の議決にも加わることができないこととする。

<利害関係の範囲>

- ・申請機関等の申請書の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ・委員が所属している法人等から申請があった場合
- ・委員自身が、過去5年以内に申請機関等から寄附を受けている場合
- ・委員自身が、過去5年以内に申請機関等と共同研究又は共同で事業を行いかつそのための資金を委員自身が受けている場合
- ・委員自身と申請機関等との間に、過去5年以内に取引があり、かつ申請機関等からその対価を委員自身が受け取っている場合
- ・委員自身が、申請機関等の発行した株式または新株予約権を保有している場合
- ・その他、申請機関等（申請機関等が法人の場合はその役員、その他申請書の中の提案代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該申請機関等の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

②秘密保持

委員は、審査の過程で知り得た内容について他に漏らしてはならない。

（４）その他

- ・企画提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等については返却しない。
- ・採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- ・公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- ・委員会の会議及び会議資料については、非公開とする。
- ・審査の途中経過についての問合せには、応じられない。
- ・採択機関とプロジェクトリーダーについては、決定後、文部科学省のウェブページ等を通じて公表する。
- ・委員については、審査の公平性等の観点から採択までは非公表とし、然るべき適切な時期に公表する。
- ・事業実施にあたっては、契約書及び業務計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- ・再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費

については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

- ・再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。
- ・審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

〔契約締結にあたり必要となる書類〕

- ・業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・再委託に係る委託業務経費内訳
- ・別紙（銀行口座情報）

4. 取組の実施

（１）計画書等の提出

採択された事業の申請機関は、申請書類に即した事業実施計画及びこれに対応した経費の積算を作成し、文部科学省に提出すること。なお、これらについては、調整の結果、修正を求める場合がある。

（２）契約締結に関する取り決め

①契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要な経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

②契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。

また、契約締結以前に採択者が要した経費について、国は負担することはできないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

③契約に関する事務処理

「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づき、必要となる事務処理を行うこと。

(3) 進捗の報告

本事業の進捗確認については、2026年3月頃に文部科学省及び有識者による委員会において行う。代表機関等に対しては、アンケート調査やヒアリング調査等を実施する場合があるので、その際は対応をお願いする。取組の実施について進捗状況を把握するために、文部科学省及び委員会委員が現地調査等を行う場合もある。

また、委託期間中は、文部科学省から進捗状況等を確認する場合がある。

(4) 委託業務成果報告書

委託業務の完了又は廃止の日までに委託事業で実施した事業の内容と実施結果を取りまとめた報告書を提出すること。なお、本報告書は文部科学省のホームページに掲載される。

(5) 実績報告書の提出

締結する契約書等に基づき、事業完了した日から30日を経過した日又は令和8年4月10日のいずれか早い日までに提出する必要がある。

(6) 委託費の額の確定

(5)の提出後、締結する契約書等に基づき、実績報告書の審査及び調査を経て委託費の額を確定する。必要に応じて、実地で調査を行う。

(7) 成果等の管理

連携機関や協力機関と共同でシステム開発等を行うにあたり、代表機関は、本事業の実施により発生する知的財産の管理や本事業の実施に係る品質の管理・保証について、責任ある対応を行う体制を構築すること。

(8) 成果等の発表

本事業により得られた成果は、知的財産の保護等に御留意いただいた上で、積極的に成果の公開・普及に努めること。

また、事業終了後、必要に応じて、得られた成果を発表してもらう場合がある。新聞、図書、雑誌又は論文等によって本事業で得られた成果を発表する場合は、文部科学省に事前に連絡するとともに、本事業による成果であることを必ず明記すること。

5. 留意事項

(1) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要がある。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっている。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していくことが重要である。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しているが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがある。

(2) 関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがある。

(3) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

○安全保障貿易管理について

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきている。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められる。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※1）が行われている。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受け

る必要がある。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守すること。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがある。

※１ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の２つから成り立っている。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となる。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※２）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要である。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれる。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がある。本補助事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本補助事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合があるため留意すること。

※２ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」１．(3)サ①～③に規定する特定類型を指す。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されている。詳細は以下を参照すること。

○ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

○ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

○ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

(4) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択した。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されている。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要である。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照すること。

○ 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

(5) URA 等のマネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、URA 等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されている。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材や URA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されている。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等のマネジメント人材が本事業の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めること。

併せて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いする。

(6) オープンアクセスについて

「統合イノベーション戦略 2023」(令和 5 年 6 月 9 日閣議決定)に基づき、我が国の競争的研究費制度における令和 7 年度新規公募分からの学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」(令和 6 年 2 月 16 日統合イノベーション戦略推進会議決定)が策定された。本方針を踏まえ、公的資金によって生み出された論文や研究データ等の研究成果が国民に広く還元されるよう、我が国の資金配分機関・研究機関・大学等は研究者自らの研究成果(学術論文や研究データ等)が自由にかつ広く公開共有され、誰もが広くその知的資産にアクセスできるよう対応する必要がある。

6. 問合せ先

本事業に関する問合せ先等は、以下のとおりである。

また、文部科学省のウェブページも参照すること。なお、公募開始後、公募要領や様式等に変更が生じる場合には、当該ウェブページにて周知する。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域振興課

電話：03-5253-4111 (内線 4582)

E-mail：edge@mext.go.jp